# 採用活動にあたって、まずはハローワーク等の無料職業紹介の活用をご検討ください



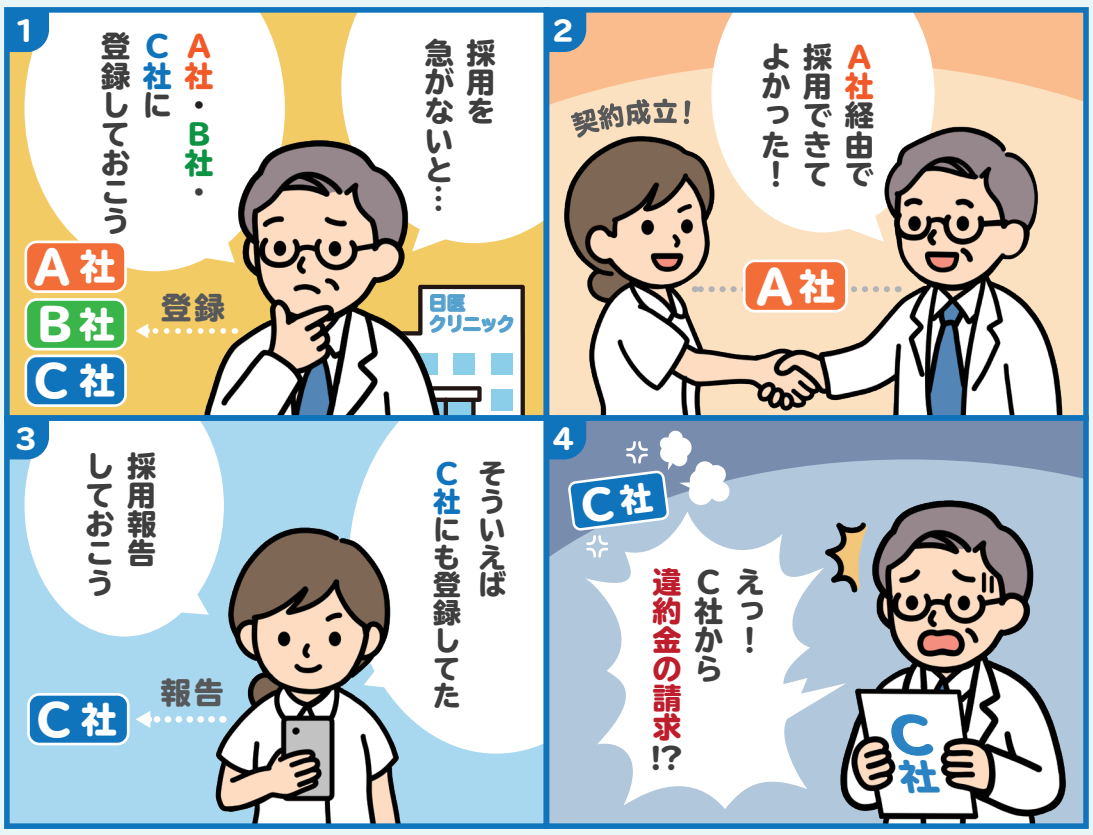
## 人材紹介サービス※を利用する場合は手数料や違約金トラブルにご注意

**契約前に、契約内容をしっかりチェック**

※人材紹介サービスとは「有料職業紹介事業、募集情報等提供事業（求人サイト、スカウトメール等）」などを指しています

## 多額の違約金を請求されるケースも生じています

### ▶ トラブル例１　双方が複数の求人サイトを利用し、求職者が複数に採用報告




**他にもこんなケースが…**

### ▶ トラブル例２

紹介を受けた求職者を不採用としたが、数か月後にハローワークを通じて採用したところ、違約金を請求された。




### ▶ トラブル例３

ある事業所で不採用とした後、同一法人内の別事業所が、そのことを知らずに直接採用し、違約金を請求された。



紹介や情報提供を受けた求職者について、その時は採用に至らなかった場合でも、**一定期間内に他社のサービスやハローワーク経由、または直接採用した場合に、違約金を払う契約条項**を設けている場合があります。こうした契約により、**多額の違約金を請求されるトラブルが発生しています。**

## 重要!! トラブルを防ぐための３つのポイント

### 1 契約前に契約内容をしっかり確認する

**利用料金や違約金の発生条件を必ずチェック**

早期離職時の返戻金の有無、不採用後に他のルートで採用した場合の取扱い、契約主体の範囲（求人事業所のみか、法人全体に適用される契約か）など

### 2 採用前に過去の応募履歴を確認する

- 求職者が以前、他の求人サイトや紹介会社経由で応募していないか。
- 応募していた場合、違約金の対象期間に該当するか。

### 3 応募履歴と採用プロセスを記録する

- 応募経路（紹介会社や求人サイト名）
- 求職者との連絡や面接の日時・内容・連絡方法
- 事業者へ手数料支払日　など

## ハローワークをご利用ください

インターネットで求人登録等も可能です

## トラブルの相談先（都道府県労働局の相談窓口）

職業紹介事業者や求人サイト等の利用で、利用料金や返戻金、違約金等の支払いをめぐるトラブルが生じた場合は、都道府県労働局の『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』へご相談ください。

制作：日本医師会



# あなたを採用するために医療機関が支払う“見えないコスト”を知っていますか？

**人材紹介サービス**※1 **を介した場合、医療機関は**

**あなたの年収の20~30%**※2 **にあたる高額な手数料を**

**支払っているかもしれません。**



※1 有料職業紹介事業者
※2 出典：厚生労働省公表資料（令和６年度手数料率実績で、医師、看護、介護、一般事務職は 20.1%～30.0%のレンジが最多）



医療機関

採用

紹介料
100万円以上!?※





有料の人材紹介サービス

※看護師の場合。紹介料は職種や紹介事業者、採用時の給与等によって異なります。

医療機関が、有料の人材紹介サービスを介して採用する際は、高額な費用を負担することになります。そのコストは、本来であれば、職員の給与や新しい医療機器の購入、医療安全などのために充てるべきものです。

**！ 他にもこんな問題があります**

人材紹介サービス経由で応募し不採用になった後、再度同じ医療機関や同一法人内の別事業所に、ハローワーク経由や直接応募する場合、医療機関が人材紹介会社から高額な違約金を請求される可能性があります（実際にトラブル事例あり）。
そのため、医療機関は採用を見送ることがあり、求職者にとっては「再応募が制限される」というデメリットになります。

## 公的機関が運営する無料の職業紹介サービスをご利用ください！

**ハローワーク**
**インターネットサービス**
（医療・介護・保育分野）

**日本医師会**
**ドクターバンク**

**日本看護協会**
**e ナースセンター**

制作：日本医師会